

日本統治時代初期台湾のベンジャミン ・セオール号事件に関する研究

足 立 崇

A study on the *Benjamin Sewall* incident in the beginning
of Japan rule age Taiwan

ADACHI Takashi

Abstract

On 4th October 1903 the American ship *Benjamin Sewall* was struck by typhoon. On 5th October the body of ship was broken, the crew necessarily abandoned the ship. They managed to get into the lifeboat and came in sight of *Lan Yu* island. *Lan Yu* (Orchid Island in English) is a small island, 74km off the southeast coast of Taiwan. On nearing *Lan Yu*, they were surrounded by Yami's canoes. The crew received terrible treatment by Yami people. Therefore a force of Japanese police was dispatch to *Lan Yu* to punish Yami people on 28th January 1904. In this paper I will clarify the details of this incident.

Key Words : 台湾 蘭嶼 ヤミ族 ベンジャミン・セオール号
Taiwan Lanyu Yami Benjamin Sewall

1. 序

1903（明治36年）年シンガポールを出航し上海に向けて航行していた米国船ベンジャミン・セオール号（*Benjamin Sewall*）は、台湾南沖合にて台風に遭い船体に海水が浸入し航行の自由を失った。本船を放棄した乗組員たちは二艘のボートに分乗するが、途中二艘はお互いを見失う。その後一艘は台湾本島南端の鷺鑾鼻に漂着し無事であったが、他の一艘は蘭嶼附近を漂流した。このとき舟で近づいてきた蘭嶼ヤミの人々によって乗組員は衣

服所持品を奪われ、内4人は溺死し、3人は生死不明となり、5人は蘭嶼に泳ぎ着き救助された。こうした事態を受け、1904（明治37年）年1月日本は討伐隊を派遣しヤミの加害者とされる者を捜索し10名を逮捕、武器を押収し、家屋13戸を焼き払った。これがベンジャミン・セオール号事件のあらましである。

本稿はこのベンジャミン・セオール号事件をとおして、台湾の先住民ヤミの人々がどのように国際状況に巻き込まれ、生活空間が変容することになったかを明らかにするものである。ベンジャミン・セオール号事件に関する史料としては、台湾総督府の公文書『台湾総督府公文類纂』(2814冊-3号)¹⁾がある。これは事件に関する多くの文書を含んでおり、現在国史館台湾文献館にて整理保管されている。また、この事件について詳細な記録を残しているのが伊能嘉矩（1867-1925）である。伊能は1917年の『東洋時報』(225, 226, 228)において「台湾外交史料 ベンジャミン、セオール號事件」と題する三稿²⁾を報告している。さらに伊能自らが編纂した『理蕃誌稿』第1巻（1918）³⁾にも、15ページにわたって同文が記載されている。本稿では伊能の記録を参考にしつつ、『台湾総督府公文類纂』の新史料も取り入れて事件の実態を明らかにしていく。

尚、史料の多くは旧漢字、片仮名表記の文章になっているが、読みやすくするためにおおむね現行漢字に改めた。また、清代、日本統治時代を通じて蘭嶼は「紅頭嶼」と呼ばれ、第二次大戦後に「蘭嶼」と変更された。そのため、本文中「紅頭嶼」と「蘭嶼」が混在していることをあらかじめことわっておく。

2. ベンジャミン・セオール号事件の顛末

（1）漂流

ベンジャミン・セオール号の難破と乗組員の漂流については伊能によってくわしく状況がまとめられている。それによれば、1903（明治36年）年8月29日に材木を積載してシンガポールを出航した米国船ベンジャミン・セオール号は、上海に向け航行していた。しか

1) 『台湾総督府公文類纂』, 27巻, 4814冊-3号, pp.28-99, 1904, 国史館台湾文献館蔵

2) 伊能嘉矩, 「台湾外交史料 ベンジャミン、セオール號事件（一）」, 『東洋時報』225, pp.50-54, 1917

伊能嘉矩, 「台湾外交史料 ベンジャミン、セオール號事件（二）」, 『東洋時報』226, pp.46-50, 1917

伊能嘉矩, 「台湾外交史料 ベンジャミン、セオール號事件（三）」, 『東洋時報』228, pp.27-30, 1917

3) 台湾総督府警察本署（伊能嘉矩編）, 『理蕃誌稿』第1巻, 1918 (1995 南天書局)

し10月4日に台湾南沖合で台風に遭い、船体が破壊され航行の自由を失う。翌日乗組員23名は海水の浸入してきた本船を放棄し、3艘のボートに分乗する。第一艇にはアメリカ人4名、日本人2名、中国人1名、朝鮮人1名が乗船し、第二艇にはアメリカ人1名、ロシア人1名、デンマーク人1名、中国人1名、フィリピン人1名、第三艇にはアメリカ人2名、日本人4名、中国人1名、朝鮮人1名、フィリピン人1名が分乗していた。途中第二艇が転覆したため救助し第一艇と第三艇に乗員を移し変えて再分乗した。その後両艇は二昼夜漂流していたが途中お互いを見失う。第一艇は幸い9日に台湾本島南端の鷺鑾鼻に漂着し無事救助されたが、第三艇は8日に蘭嶼東海岸付近を漂流しているところをヤミの人々に発見され、船で近づいてきたヤミの人々によって衣服や所持品を奪われた。乗組員の多くは身の危険を感じたため海に飛び込んだが、このときアメリカ人2名、中国人2名はそのまま溺死し、アメリカ人1名、日本人1名、フィリピン人1名は生死不明となり、日本人3名、ロシア人1名、フィリピン人1名は蘭嶼に泳ぎ着いた。漂流の報を受けた総督府は沿岸船須磨丸と軍艦宮古をつかい捜索活動を行う。その結果蘭嶼に泳ぎ着き潜伏していた5人は全員無事保護され、事件が明るみに出たのである。これによりヤミの人々が掠奪した物品は押収され、加害者には一応の訓戒がなされた。また、保護された乗組員は台湾の米国領事館に引き渡されたのである。

(2) 日本政府の対応

これで事件は落着したかに見えたが、事態はそのように推移しなかった。保護された日本人乗組員岩田鹿太郎に対する聞き取りから、米国領事代理エー・シー・ランバートより民政長官後藤新平宛に11月17日次のような照会があった。

・・・・岩田ノ申立候如ク端艇乗組員ハ紅頭嶼住民ヨリ虐待セラレタルモノニシテ少ナクモ乗組員中ノ六名ハ彼等ノ虐待ノ為メニ溺死シタルモノナリ若シ紅頭嶼土人ニシテ端艇ヲ攻撃シ之ヲ転覆セザリシナラバ乗組員一同安全ナルコトヲ得タルコト、存候、同端艇ハータビハ安全ニ海岸ニ達シタレバナリ若シ其ノ際土人ノ脅迫的態度ナカラシメバ再ビ海上ニ向ケ漕ギ出スノ必要ナカリシナリ土人ハ乗組員ノ身体ニ向ヒテ公ケノ攻撃ヲ加ヘザリシモ少シモ救助ノ意志ヲ有セザルコト明カニシテ端艇ヲ転覆シ乗組員ハ為メニ海中ニ投ズルノ止ムヲ得ザルニ至リ其ノ結果乗組員ノ多数ヲシテ溺死ノ不幸ニ至ラシメタルコトハ岩田及ビ露人ラインワルドノ証言ニヨリテ明カナリ今回紅頭嶼土人ガ遭難者ニ対シタル態度ノ甚ダ不都合ニ有之候事ハ貴府ニ於テモ同一ノ御意見ト存候過去一年間ニ於テ米国船ノ台灣東海岸ニ於テ難破致候モノ既ニ二艇ニ達シ將

来モ亦同海岸ニ於テ難破ヲ出シ候事アルヤモ難計候間今後不幸ナル遭難者ガ紅頭嶼ニ漂流致候節ハ島民等ヨリ今回ノ如キ取扱ニ遭遇セザランコトヲ切望致候 敬具⁴⁾

米国領事代理からさらに外務大臣小村寿太郎宛にも照会があったため、12月29日それを受けた参事官長石塚英蔵から民政長官後藤新平宛に、蘭嶼で乗組員を保護した際どのような懲罰の手段をとりどのような結果を得たか照会があった。これに対し民政長官後藤は捜索隊の上陸に恐怖し山中に逃げた加害者たちを集落に戻らせ、残留する警察官によって厳重な説諭を加え戒めたと答え、さらにヤミの人々は殺人をするような凶暴性はなく、漂流品を奪うという慣習から今回の事件に及んだのであり、訓戒によって十分懲戒の目的は果たしたという旨の返答をしている。しかし12月31日に参事官長石塚より警察本署長の大島久満次宛に次の訓電がなされる。

遭難米国帆船ノ件ハ加害者捕縛ノ上ハ相当ノ処罰ヲ加フベキ総督府ノ意志ナルコトヲ外務省ヨリ米国公使ニ覆牒スルコトニ協議セリ訓戒ノミニテハ害悪ノ程度ニ照ラシ不十分ナリ処罰方ニ付見込ヲ立テ指揮ヲ受ケラルベシ⁵⁾

これに対し翌年の1904（明治37年）年1月3日に警察本署長大島が出した答えは、三つの加害集落から加害者を正確に特定することは困難であるから、各集落から3人ずつ計9人の重立った者を逮捕し台東に三ヶ月くらい拘禁する、さらにヤミの漁に使う船を没収し、他の者に対してはよく訓戒するというものであった。しかし、1月7日の総督児玉源太郎の命によるという参事官長石塚の大島宛の訓電は、ヤミの首謀者12人を死刑に処すを相当とするという非常に強固なものであった。これには大島も首謀者を特定することが困難であること、さらにヤミの人が殺人をしたという事実がないのに死刑に処すことは極めて困難である旨を同日返電している。このようなやりとりが何度か続き、さらに米国公使の再びこうしたことが起きないよう相当な処罰を加害者に与えるべきという強固な意見もあり、大島は1月18日総督児玉源太郎に対し次の旨を打電する。

遭難ノ米国帆船加害ノ紅頭嶼蕃人懲罰処分ハ其加害者ヲ調査シ捕縛スルコトハ困難ナルニ依リ蕃社ヲ討伐スルニ決ス最モ討伐ノ場合ニハ蕃人ハ遁走シテ捕縛シ難カルベキ

4) 同上pp.737-738

5) 同上p.739

モ捕縛ニ勉メ其捕縛シタル者ハ台東庁ニ拘禁シ尚全社ノ家具器具ヲ焼棄セントス⁶⁾

1月19日結局この案が議決され、台東府長の相良長綱がこの任にあたり討伐隊を派遣することとなる。これを受け同日、台東府長相良は警察本署長大島宛に次のように打電している。

コウトウセウジケンニツキ ミンセイテウカンヨリノ ゴメイレイレウセウ。イマサラケウシクナレドモ テウバツカタニツキ イケンヲテイシタシ オサシツカエノウム ヘンコウ

(紅頭嶼事件ニ付民政長官ヨリノ御命令了承。今更ナレトモ懲罰方ニ付意見ヲ提出シタシ御差支ノ有無返乞フ)⁷⁾

相良からの意見がどのようなものであったか定かでないが、翌1月20日に警察本署長大島から討伐の程度について次のような通知がなされている。

紅頭嶼蕃人討伐ノ実行ニ付テハ十分ニ注意ヲ加ヘ残酷ニ流レザル様且家屋器具ノ焼却ハ控ヘ目ニシタシト總督閣下ヨリ内意ヲ受ケタリ念ノタメ御報ニ及ブ⁸⁾

(3) 懲罰行動の実施

加害者に対する懲罰行動が蘭嶼で実行されたのは1904（明治37年）年1月28日のことである。ここでは史料を通してその実態を明らかにしていきたい。台東府長相良は民政長官後藤宛に1月29日付で次のように打電している。

コウトウセウノ ケンハ ゴメイレイドウリ ジツコウシ コウケツカヲエ ハラケイシーコウト イマコノチニ ゼウリクセリ イサイアト
(紅頭嶼ノ件ハ御命令通実行シ好結果ヲ得原警視一行ト今此地ニ上陸セリ委細アト)⁹⁾

また、同日相良は総督児玉宛にも次のように打電している。

6) 同上p.742

7) 前掲書1) pp.40-42

片仮名表記の電報本文中にある空白は読みやすくするため筆者がとったものである。

8) 前掲書3) p.742

9) 前掲書1) pp.71-72

コウトウショウ トウバツタイハ ホンゲツ 二七ヒ ゴゴジ ガイトウニチヤク。ヨ
九ジ コロヨリ ボートニテ ゼウリク。ヨク二八ヒ ゼン五ジ三〇プン トウバツタ
イヲ 三ブンシ 三メンドウジニ チヤクシユス。ケツカワ（イラタイシヤ）三（イ
ワギヌシヤ）四（イワノミルクシヤ）三メイヲ ホバクシ カオクスウコヲ セウキ
ヤクセリ。トウバツタイハ コンニチ ゼン七ジ ヒナンニ セウリクス タイホノ
バンジンハ トウチニ コウキンセリ。ミギコウキンバンジンノ シヨブンハ イ
カガスヘキヤハ ハラケイシト ケウギノウヘ ナニブンノゴシキヲ アホグハツ。
イサイシヨメン。

（紅頭嶼討伐隊ハ本月二十七日後五時該島ニ着。夜九時頃ヨリボートニテ上陸。翌
二十八日前五時三十分討伐隊ヲ三分シ三面同時ニ着手ス。結果ハ「イラタイ社」三「イ
ワギヌ社」四「イワノミルク社」三名ヲ捕縛シ家屋數戸ヲ焼却セリ。討伐隊ハ今日前
七時卑南ニ上陸ス逮捕ノ蕃人ハ当地ニ拘禁セリ。右拘禁蕃人ノ処分ハ如何スヘキヤハ
原警視ト協議ノ上何分ノ御指揮ヲ仰ク筈。委細書面）¹⁰⁾

1月29日には討伐隊派遣に同行した警察本署保安課長原修次郎が警察本署長大島宛に次
のように打電している。

二七ニチ コウトウショウ チヤク フウハノタメ ジヨウリクデキス ヨルニイリ
ボートヲモツテ ジヨリクシ タタチニ コウドウヲハシム バンジンハ フジヨ
シヨウニハ コトコトク サンチウニ トウトンセシモ イラタイシヤ イワヌミル
クシヤ ヨリ オノオノ 三メイ イワキヌシヤ ヨリ 四メイノ トウモク ソノ
タ オモナルモノ ツゴウ一〇メイヲ ホカクスルコトヲウル カツ カクシヤトモ
ソノカオク スコシ シヨウキシ キグ ステンヲ カクトクシ バンジン ケウ
フ コトコトク トウトンス シヨウゴスキ マツタク モクテキヲタツシ コウト
ウショニハ 八メイノ ジュンサヲ ザンリウシ 三ジコロ コトコトク ジヨウセ
ンス ホカクバンジンハ ミナ タイトウテウニ ツレキタリ コウキンス ソウゴ
シシヨウナシ タタイマ トウチニ チヤク シヨウカンハ キタル 四ニチノ
ビンセンニテ キフノヨテイ ソレマデ トウチタイザイ ジムシサツス
(二十七日紅頭嶼着風波ノ為上陸出来ズ夜ニ入りボートヲ以テ上陸シ直チニ行動ヲ始
ム蕃人ハ婦女小児ハ悉ク山中ニ逃遁セシモ「イラタイ社」「イワヌミルク社」ヨリ各

10) 同上pp.66-70

三名「イワキヌ社」ヨリ四名ノ頭目其他重モナル者都合十名ヲ捕獲スルコトヲ得且ツ各社共其家屋少コシ焼燬シ器具数点ヲ獲得シ蕃人恐怖悉ク逃遁ス正午過キ全ク目的ヲ達シ紅頭嶼ニハ八名ノ巡査ヲ残留シ三時頃悉ク乗船ス捕獲蕃人ハ皆ナ台東庁ニ連レ來リ拘禁ス相互死傷ナシ只今当地ニ着小官ハ来ル四日ノ便船ニテ帰府ノ予定夫レ適当地滞在事務視察ス)¹¹⁾

討伐隊は27日夜に蘭嶼に上陸し、28日朝三隊に分かれ加害者の居住する三集落で同時に懲罰行動を開始し、翌29日の朝には逮捕者を台東に引き連れている。わずか三日の素早い行動である。懲罰行動が実際にどのように計画され実施されたのか知るため、1月30日付の台東庁長相良から総督児玉宛の委細を記した文書を見ておく。

紅頭嶼蕃人討伐ノ概況ハ本月廿九日付ヲ以テ及電報置候處尚ホ詳細左ノ如シ

一 討伐隊編成の開始

一月十八日民政長官ヨリ電報ヲ以テ大略左ノ意味ノ命令アリ

米国帆船ニ害ヲ加ヘタル紅頭嶼蕃人懲罰方ハ米国公使ヨリノ照会ニ依リ総督閣下ノ御趣旨アリ加害蕃社ヲ討伐スル事ニ決ス尤モ討伐ノ場合ハ蕃人ノ捕縛ニ免メ其捕縛シタルモノハ貴庁ニ拘禁シ尚家屋器具ヲ焼却スヘシ右ニ付警部又ハ警部補二人武装シタル巡査弐拾人及人夫弐拾人ヲ率ヒ糧食三週間分ヲ携帯シ特ニ當府ヨリ派遣シタル原警視ト同道諸般ノ指揮セラルベシ

右ノ命令ニ基キ小官ハ直ニ討伐隊ヲ編成シ且ツ次ノ命令ヲ發セリ

二 討伐隊ノ編成并命令

討伐隊ハ左ノ諸員ヲ以テ編成セリ

警部 一人

警部補 一人

巡査 十七人

巡査補 三人

外，人夫 二十人

同時ニ討伐隊ニ命令シタル事項左ノ如シ

命令

一 米国遭難船ノ乗組員ニ害ヲ加ヘタル紅頭嶼蕃人ヲ膺懲スル為メ茲ニ討伐隊ヲ編

11) 同上pp.75-82

成ス

二 討伐隊ハ之ヲ三隊ニ分ツ

第一分隊ハ有馬警部補之ヲ指揮スヘシ

第二分隊ハ太智警部之ヲ指揮スヘシ

第三分隊ハ新保巡查之ヲ指揮スヘシ

三 各分隊ノ行動ハ最モ迅速ナルヘシ

四 各分隊ノ任務ハ加害蕃社ヲ包囲シ加害蕃人（一社ニ付三人）ヲ逮捕スルヲ主ト
シ決テ惨酷ノ行為アル可ラス隨テ抵抗セントスル模様アルトキハ空ニ向ッテ發
砲シ再抵抗ノ如何ヲ試ムヘシ猥ニ殺害スヘカラズ

五 各分隊ノ包囲地点ハ左ノ如シ

第一分隊ハ イワノミルック

第二分隊ハ イワギヌ

第三分隊ハ イラタイ

以上

斯クテ一月廿七日午前第十一時汽船明石丸ニ搭シ出発ス船中ニ於テ原警視ニ面会シ諸
般ノ打合セヲ為シ同日午後五時三十分紅頭嶼ニ着セシモ白昼ノ上陸ハ彼等ヲシテ遁逃
セシムルノ虞アリシヲ以テ同日午後九時夜陰ヲ冒シ短艇ニテ警察官ヲ上陸セシメ該嶼
警察官吏派出所ヲ集合点トス

三 討伐ノ実行

各隊ハ廿八日午前第五時三十分同時ニ三社ヲ包囲シタリ是レヨリ先キ蕃人ハ汽船ノ入
港ヲ疑懼シ多クハ老幼婦女ヲ山中ニ遁避セシメ唯頭目以下蕃丁ノミ止リ居レリ而テ其
結果左ノ如シ

逮捕人員

イワノミルック社 三名

頭目 マライップ 三十七年位

シャパンガラカス 四十年位

ヤプン 二十年位

イワギヌ社 四名

頭目 サムロゴムタン 三十八年位

サンマクサイ 四十年位

アレニヤバッベラブ 三十五年位

サプラン 四十年位

イラタイ社	三名	
頭目	シタガリ	三十年位
	サヨペラ	三十年位
	サウジヤス	四十年位
重ナル加害蕃人ノ家屋焼却		
	イワギヌ社	二戸
	イラタイ社	四戸
	イワノミルク社	二戸
押収物件		
	イワギヌ社	鎗四本
	イラタイ社	刀二本, 斧壺梃
	イワノミルク社	胃胴様ノ器具壺組
各隊ハ以上ノ行動ヲ了シ同日午後第一時三十分警察官吏派出所ニ引揚ケ同三時三十分明石丸ニテ帰途ニ向ヒ翌廿九日午前第七時卑南ニ着ス彼逮捕蕃人ハ当庁ニ拘禁セリ而テ該島ノ民情ハ不穏ノ虞ナキモ目下巡查四名ヲ残留シ其動静視察中		
右及報告候也		
明治三十七年一月三十日		
台東府長 相良長綱		
台湾総督男爵兒玉源太郎殿 ¹²⁾		

討伐隊は総勢42人で構成され、3隊に分かれて行動した。食料を3週間分用意したとあるから、当初の予定よりも迅速に事が進んだといえる。国史館台湾文献館は「日據時期與光復初期檔案大圖編目錄」¹³⁾というホームページにこの討伐に使用されたと思われる当時の蘭嶼地図(1/25000)を載せている。その地図には地形の他に「部隊集合地」、「派出所」、「加害蕃社」、「無関係ノ蕃社」、「山」、「川」、「道路」、「水田」が記載され、各集落の戸数、人口(男女別)、集落間距離にいたるまで記されている。「部落集合地」は派出所のある「イモロナモン」(現:紅頭)で、「加害蕃社」は「イワギヌ」(現:野銀)、「イラタイ」(現:漁人)、「イラヌミルック」(現:東清)とされている。懲罰行動はこうした周到な準備のもと行われたのである。尚、焼却家屋戸数について以後の史料では、イワギヌ社4戸、イラタイ社7戸、イワノミルク社2戸の計13戸となっている。また残留した警察官は4名と

12) 同上pp.43-45

13) <http://163.29.208.221>, 2007年1月25日

なっているが、以後の史料では8名となっている。

次に警察本署保安課長原修次郎の警察本署長大島宛の2月6日付復命文書も見ておく。

紅頭嶼討伐状況復命書

今般台東庁ニ於テ曩キニ米国遭難帆船ベンジヤミンセオル号遭難者ニ対シ兇行ヲ加ヘタル紅頭嶼蕃民討伐挙行ス何其状況監視ノ命ヲ奉シ一月廿四日台北発同日午後七時基隆ヨリ乗船（明石丸）同月廿六日卑南着港シタルモ風波ノ為メ相良台東庁長外隨員一名ヲ乗船セシメタルノミニテ交通杜絶為メニ停船翌廿七日台東庁警部以下巡査二十名人夫二十名糧米其他必要品ノ搭載ヲ了シ午前十一時出發午後五時三十分紅頭嶼着此時紅頭嶼ニ駐在セル巡査一名蕃人ヲシテ独木舟ヲ漕カシメ風浪ヲ冒カシテ来ル曰ク本夜ハ祝祭ニシテ各社ノ重ナル者集合スト是レ実ニ好機ナリ逸スヘカラスト速ニ上陸セント欲セシモ風浪高激上陸スル能ハス夜ニ入りポートヲ使用シ辛フシテ警察官吏ヲ上陸セシムルヲ得然レトモ曉ニ各蕃社人退散シテ在ラス依テ直チニ行動ヲ開始セリ其部署左ノ如シ

警察隊ヲ三分シ一分隊ハイワキヌ社ニ警部一名巡査七名一分隊ハイワヌミルク社ニ警部補一名巡査六名他はイラタイ社ニ巡査七名（本署警部平賀安太郎此分隊ヲ監視ス）ヲ向ケ廿八日午前四時上陸地ナルイモロナモン社ヲ出發シ未明一斉ニ蕃社ヲ包囲搜索スルコト、シ各其方面ニ付キ行動ヲ実施シタリ其結果トシテ

一 逮捕人員 十名

内

イワキヌ社 頭目サムロゴムタン外三名

イワヌミルク社 頭目マライツプ外二名

イラタイ社 頭目シダカリ外二名

二 焼失家屋 十三戸

内

イワキヌ社 四戸

イワヌミルク社 二戸

イラタイ社 七戸

三 押収物件

イワキヌ社 ヨリ 槍四本

イワヌミルク社 ヨリ 刀二本 斧一梃

イラタイ社 ヨリ 蕃人争闘用器具（胃胴様ノモノ）一

本官ハ二十九日午前六時紅頭嶼ニ上陸シ討伐ノ状況ヲ親シク監視セリ
蕃人ハ警察隊ノ上陸ト共ニ多クハ山中ニ逃遁シタリ討伐上彼我ノト死傷者ナシ
高附近ノ山内ヲ搜索セルモ獲ル所ナシ
討伐ハ午前四時開始午後一時半各方面共上陸地点ニ引揚ケタリ
依テ善後ノ警戒並ニ他蕃民鎮撫ノ為メ当分巡查八名ヲ残留シ此等ニ対シ特ニ本官ハ将来執ルヘキ勤務方法等ヲ訓示シ逮捕セル蕃人十名ヲ引致シテ後三時一同紅頭嶼ヲ引揚ケ乗船セリ
本官上陸ノ際ハ既ニ行動開始後ナリシモ尚派出所々在地（上陸地点）ニハ蕃民ノ男子十数名残留シ居タルヲ以テ三蕃社民カ討伐セラル、ニ至リシ始末及逮捕セル蕃民ノ懲戒処分ニ付キ説明ヲ与ヘ其悪事ヲ為スモノハ懲罰セラレ良民ハ安堵タルヘキコトヲモ懇篤説諭シ大ニ慰藉スル所アリシモ彼等ノ頑迷ナル現在加害蕃社カ焼却ノ厄ニ逢ヒ其蕃民ハ目前拘縛セラレ痛苦ニ泣クヲ見尚ホ安堵シ能ハサル所アリシカ遂ニ一人ノ影ヲ止メス全社悉ク逃遁スルニ至レリ
台東府長ハ行動開始前船中ニ於テ諸般ノ指揮命令ヲ為ス所アリシモ持病起リシ為メ親シク実地ノ行動ヲ監視シ能ハサリシ
午後三時三十分紅頭嶼出発午後九時卑南入港折柄風波惡シク上陸シ能ハス翌二十九日午前七時一同上陸逮捕シタル蕃人ハ直チニ台東府ニ拘禁セリ
右及復命候也

明治三十七年二月六日

第二管区長

警視原修次郎

警察本署長大島久満次殿

追テ本回ノ事件ニ関シ明石丸船長小林昇以下船員カ討伐隊一行為メ非常ノ尽力ヲ為シ討伐実施上大ナル便宜ヲ得タルニ付特ニ申副候也¹⁴⁾

警察本署保安課長の原自身は、加害者の逮捕や加害集落への懲罰を終えた後に上陸している。台東府長の相良は持病が起り実地で行動指揮することはできなかったようである。本文書には派出所周辺に集まったヤミの人々の恐怖に混乱した状況が記されている。討伐隊上陸に恐怖したヤミの人々は、集落背後の山中に逃げ込んだため、討伐隊に対し大きな

14) 前掲書 1) pp.54-56

反抗をすることではなく双方に死傷者は出なかったようである。

(4) 逮捕後の経過

討伐隊を派遣し、加害者たちを逮捕した後、日本は米国にもその経過を報告している。米国副領事エー・シー・ランバートからは民政長官代理で警察本署長の大島宛に1月31日付で次の文書が送られている。

No.1840

UNITED STATES CONSULATE

Daitotei (Tamsui) , January 31th., 1904

K. Oshima kuq.

Aoting Chief of Civil Administration.

Formosan Government.

Sir:-

I have the honor to acknowledge the receipt of your despatch of January 29th, in which you inform me that in reference to the wreck of the American vessel "Benjamin Sewall" on Oct 10th 1903. and the subsequent ill-treatment of some of the crew by the natives of Botel Tobago Island, you have attacked the said natives on the 28th in at, and have burned their villages of Iratai, Iwanumyruku, Iwakinu and have arrested their chief and ten of the principal savages and have imprisoned them in the prison at Taito-cho. I note also that you will furnish details later. I thank you for this information, and have the honor to inform you that I have forwarded the same to the United States Government.

I have the honor to be.

Sir,

Your obedient servant.

A. C. Lambert

United States Vice-Consul-in-charge.¹⁵⁾

[筆者訳]

15) 同上p.47

日本統治時代初期台湾のベンジャミン・セオール号事件に関する研究（足立 崇）

1840号

米国領事館

大稻埕（淡水）1904年1月31日

台湾総督府民政長官代理

大嶋久満次殿

拝啓 1月29日付の貴翰を拝受しました。1903年10月米国船「ベンジャミン・セオール号」水夫になされた紅頭嶼原住民の不当な扱いに対し、貴官が本月28日に討伐を実施し、イラタイ、イワヌミルク、イワキヌの集落を焼き払い、首長並びに主動者10人を逮捕し、台東庁の拘置所に拘留されたとのこと。尚その詳報も後にいただくことと存じております。貴官からの今回の御通知に謝意を表し、本官は本国政府に回報いたしました。

敬具

米国副領事

エー・シー・ランバート

日本から米国に対して、1月29日付という早い段階で報告がなされている。米国に対する日本からのさらなる詳報としては、先の警察本署保安課長原の復命書が一部使われたようである。それは2月15日付の参事官長石塚英蔵から警察本署長大島宛の次の電報から分かる。

コウトウシヨ バンジン トウバツゼウケウヲ ベイコクレウジニ ツウホウカタハ
ハラケイシ フクメイシヨノママニテ ツカエナシ タダシ（コントクセツユシ
ヲライニセキシ ウンノン）ノーセツハサクジョシ シカルベシ メイニヨル
(紅頭嶼蕃人討伐状況ヲ米国領事ニ通報方ハ原警視復命書ノ儘ニテ支ヘナシ但シ（懇
篤説諭シ大ニセキシウンヌン）ノ一節ハ削除シ然ルベシ命ニ依ル)¹⁶⁾

こうしてまとめられた日本からの2月17日付の詳報に対し、米国副領事エー・シー・ランバートより民政長官後藤宛に次の文書が返信される。

No.1861.

CONSULAR SERVICE. U.S.A.

16) 同上pp.36-38

UNITED STATES CONSULATE, TAMSUI, FORMOSA

February 24th, 1904.

S · Goto Esqr,
Chief of the Civil Administration,
Formosan Government.

Sir:-

I have the honor to acknowledge the receipt of your despatch of February 17th, in which you inform me in detail of the attack made upon the natives of Botel Tobago by your police on Jan 28th, as a means of punishing the said savages for their cruelty to the shipwrecked crew of the American ship "Benjamin Sewall".

I note that ten of the savage chiefs were arrested by the expedition and are now in the prison at Taito-cho. That thirteen huts were burnt and various weapons confiscated.

I note also that you have ordered the establishment of a new police station at Imorusokku, on the west coast of Botel Tobago, for the general protection of the coast, and that the punitive expedition left eight police on the island, temporarily, as a warning for the future and to restore order among the savages.

I have the honor to tender you my warm thanks for the above information, which I have imparted to my Government, and for the photographs of the expedition, which have been sent to the Department of State, Washington.

I have the honor to be,

Sir,

Your obedient servant,

A. C. Lambert

United States Vice-Consul-in-charge.¹⁷⁾

[筆者訳]

1861号

米国領事館送達

17) 同上p.86

台灣淡水米国領事館

台灣總督府民政長官

後藤新平殿

拝啓 米国船ベンジャミン・セオール号水夫に暴行を加えた紅頭嶼原住民を懲罰するため、1月28日貴官警察官の実施した討伐の2月17日付詳報を拝受しました。

野蛮な首長たち10人は討伐隊によって逮捕され、今は台東庁の留置場に拘留中のこと。13戸の家屋を焼き払い様々な武器を没収したこと。

また紅頭嶼西岸のイモロソックに新たな警察派出所を設置したこと、将来への警戒のためまた「蛮人」の秩序回復のため討伐隊のうち8人の警察官を島に残留していること。

貴官からの上記御通知および討伐の模様を撮影した写真の御送付に対し深く謝意を表し、ワシントンの本国政府へ送付いたしました。 敬具

米国副領事

エー・シー・ランバート

注目されるのは「イモロソック」(現：紅頭)に新たな警察派出所が設置されたということである。それまでにも「イモロソック」に派出所はあったが、今後の蘭嶼ヤミの人々に対する管理統制のため新たに設置したのだと考えられる。この他に管理統制を考えた策としても一つ提言されたのが学校教育の必要性である。これは2月1日付で台東庁長相良長綱から総督児玉源太郎宛に提出された次の文書に見ることができる。

紅頭嶼蕃人ニ対スル善後策ニ付稟申

討伐ハ惡行為ニ対スル最後の膺懲手段ニ他ナラザルニ付其ノ範囲及方法ハ惡行為ノ程度並ニ被討伐者ノ如何ニ依ツテ定メザルベカラザル義ト存候隨テ本土ノ高山ニ棲息スル蕃族ノ如キ獰猛不逞ニシテ然カモ銳利ノ武器ヲ有スル蕃人ニ対スル場合ニ在ツテハ有スル非常手段ヲ施スニアラザレバ討伐ノ目的ヲ達スルヲ得ザルベキモ幾百年来絶海ノ一孤島ニ棲息シ比較的温和ニシテ殆ント身ニ寸鉄ヲ帶ビザル所謂抵抗力ナキ紅頭嶼蕃人ニ対スル今回討伐ノ結果ハ彼等ノ程度ニ適応シ十分膺懲ノ目的ヲ達シ御命令ノ趣旨ヲ貫徹致シ候モノト存候本件ニ關シ米国公使照会ノ内容如何ハ小官ノ知ルヲ得ザル所ニ候ヘ共想フニ加害蕃人ヲ膺懲スルト共ニ将来斯ル惡行為ヲ再演セシメザラシムルニ可有之乎ト被察候若シ果シ斯ノ如クニ奏ヘバ現ニ拘禁シアル加害蕃人ニ対シ十分訓諭ヲ加ヘ将来ヲ戒ムルト同時ニ同島ノ取締ヲ一層厳密ニスベキハ勿論ノ義ニ候ヘ共永

遠ニ且ツ鞏固ニ古来ノ惡慣習ヲ洗良スルハ同島ニ学校ヲ起シ以テ蕃人ヲ啓蒙感化セシムルヨリ良法ナシト信ス殊ニ人道ヲ重ンズル米国ニ対シ自今我政府ガ保証トシテ容易ニ且ツ確實ニ最モ適當ノ処置ト被存候人或ハ蕃人教育ノ効果如何ヲ疑フモノナキニアラザルベクト存候ヘ共本管内七十有余里ノ間曾テ旺盛ナリシ殺伐ノ氣風漸ク止ミ各々生業ニ安ズル所以ノモノ実ニ教育ノ与ツテ力アリタルモノト信シ候以上ノ愚見幸ニ御採納アラセラルルヲ得バ別ニ案ヲ具シ稟請可仕此段謹テ上申候也

明治三十七年二月一日

台東府長相良長綱

台湾總督男爵兒玉源太郎殿¹⁸⁾

この文書には相良が「学校教育ハ当分警察官ヲシテ勤務ノ領暇ヲ以テ為サシメ順次発達セシ後校舎ヲ起シ教育ヲ派スルノ意志」であるという警察本署保安課長原の印を押されたメモが貼り付けられている。実際、蘭嶼で最初の教育所が設立されたのはそれから19年も後の1923年（明治56年）のことであった。

次に討伐後の蘭嶼ヤミの人々および逮捕された加害者たちの状況がそれぞれどのようなものか見ていく。2月7日付で警察本署長大島から台東府長相良宛に「紅頭嶼蕃人其後ノ状況詳細直ク電報アレ。」¹⁹⁾と打電があり、同日相良から大島宛に次のように返信が打たれている。

コウトウショ バンジンハ イマナホ サンチウヨリ キライセザルモノアルモ キワメテ ヘイオン ニチニチ ギョウニツクモヨウ。ホカクバンジンモ オダヤカニシテ トウソウスルノオソレナク テイエンノソウジトウニ ジュウジセリ
(紅頭嶼蕃人ハ今尚ホ山中ヨリ帰来セサルモノアルモ極メテ平穏日々業ニ就ク模様。捕獲蕃人モ穏ニシテ逃走スルノ虞レナク庭園ノ掃除等ニ従事セリ)²⁰⁾

蘭嶼ヤミの人々は懲罰行動があった日から一週間以上たった2月7日の時点でも、山中に逃げて戻ってこない者があったようである。しかし大半の者は平穏な日常生活に戻っているという。台東に拘留された加害者10人も逃走することなく平穏に庭園の掃除等に従事しているという。こうした状況から相良は2月7日付の大島宛の電報で、残留させていた警

18) 同上pp.93-96

19) 同上p.48

20) 同上pp.49-51

察官を引き揚げることを打電している。

ハラケイシーコウ ケサクジ ブジゼウセン キフノトニツカル。コウトウセウヲヘ
テ ケサ ニウコウノスママルノ モタラセルホウチニヨレバ トウバツゴノ ドウ
トウハ シゴクヘイオンニシテ モハヤケイサツカンヲ ザンリウスルノ ヒツヨウ
ナシトミトメ ハラケイシト ケウギノ ケツカ ヒキアグルコトニ ケツセリ ツ
イテハ ナルベク ホンジツ キイルン シュパンノ ヒガシマワリセシテ ドウト
ウニ カイコウカタ ゴメイレイ アルヨウ オトリナシオコウ
(原警視一行今朝九時無事乗船帰府ノ途ニ就カル。紅頭嶼ヲ経テ今朝入港ノ須磨丸ノ
持ラセル報知ニヨレハ討伐後ノ同島ハ至極平穏ニシテ最早警察官ヲ残留スルノ必要ナ
シト認メ原警視ト協議ノ結果引揚ルコトニ決セリ就テハ成可本日基隆出帆ノ東回リセ
シテ同島ニ廻航方御命令アル様御取ナシヲ乞フ)²¹⁾

これにより、残留していた警察官は2月8日に蘭嶼を後にする。それを示すのが2月29日
付の相良から大島宛の次の電報であるが、そこには蘭嶼ヤミの人々の間に先の懲罰行動に
対する恐怖心が強く残っていることが記されている。

コウトウシヨ ザンリウノ ジュンサハ アンピンヨリ リクコウ イマキチヤク
ス。一コウハ ホンゲツ八ヒ ドウトウヲ ハツシタリ。トウジ バンジンハ カク
シヤトモ ゼンジ キシヤセシモ カレラハ サキノトウバツニ ヒデウニケウフシ
ナイチジンヲミ マタ キテキヲキクトキハ イツレモ サンチウニニケコム モ
ヤウナリ

(紅頭嶼残留ノ巡査ハ安平ヨリ陸行今帰着ス。一行ハ本月八日同島ヲ発シタリ。當時
蕃人ハ各社共漸次帰社セシモ彼等ハ曩キノ討伐ニ非常ニ驚怖シ内地人ヲ見又汽笛ヲ聞
クトキハ何レモ山中ニ逃ヶ込み模様ナリ)²²⁾

一方、台東に拘留されていた加害者10人については、当初どのように処分するかきまつ
ていなかった。2月18日付の相良から大島宛の電報には次のようにある。

コウキンチウノ コウトウセウ バンジンノ シヨブンカタハ イカガ ゴケツティ

21) 同上pp.57-60

22) 同上pp.87-89

アリシヤ トクフノエコウ アラカジメ セウチシタシ ナニブンノヘン コウ
(拘禁中ノ紅頭嶼蕃人ノ処分方ハ如何御決定アリシヤ督府ノ意向予メ承知シタシ何分
ノ返乞フ)²³⁾

これに対し警察本署保安課長の原から相良に対して2月19日付で次のように打電されている。

拘禁蕃人ハ急ニ解放セサルコトニ決定ス彼等ノ健康ニ注意シ病死等ナキ様取扱ハレタ
シ命ニ依ル。²⁴⁾

拘留していた10人に対しては健康上の配慮をしつつも、すぐに解放しないことに決まる。しかし、その2ヶ月後、事態はおもわぬ展開を見せる。拘留していた10人が留置場から一斉に逃走したのである。事の顛末を伊能は次のように記している。

台東庁ニ拘禁セシ逮捕蕃人ハ四月十八日ニ至リ夜陰ニ乘ジ警備巡查ノ隙ヲ窺ヒ留置場
ヲ破リテ逃走ヲ企テ其七名ハ卑南山頂ヨリ顛落シテ即死三名重傷四名（傷者中ノ三名
ハ加療ニヨリテ治癒シ一名ハ死亡ス）ヲ出シ他ノ三名ハ遠ク逃レテ知本山中ニ潜伏セ
シガ二十四日知本駐在ノ警察官吏ニ逮捕セラレタリ乃チ生存者ニ就キテ逃去ノ原由ヲ
糾問セシニ被拘禁ノ苦痛ナルニ堪ヘザリシト日々与ヘラル、食物ノ常食ト異レルト及
ビ恋郷ノ情緒切ニ動キテ止ム能ハザリシガタメ陰ニ共謀シテ此挙ヲ敢テシ暫ク卑南山
中ニ潜伏シ機ヲ窺ヒ海岸ニ繫留シアル船舶ヲ掠メ之ニ乗ジテ帰島セント企テタルコト
ヲ自白セリ爾後此等ノ六名ハ謹慎ヲ表シテ異状ナク且改悛ノ状顯著ナルヲ認メラレシ
ヲ以テ特ニ帰還ヲ許容シ同島ニ駐在スル巡查ヲシテ厳密ニ監視セシムルコト、ナセシ
ガ一時変死者ノ遺族ハ悲哀ノ余情ヨリ警察官吏ニ対シテ遺恨ヲ含ムノ形跡ナキニ非ザ
リシモ漸次融和シ帰還者ニ在リテハ爾後前非ヲ悔悟シタルノ結果判カニシテ專ラ農耕
ニ精励シ隨テ一般蕃人ノ平和亦概シテ加ハルニ及ベリベンジャミン、セオール号ノ乗
組員生存者ニ対シテハ四月ニ入り米国領事ヨリ其救護費及ビ船舶輸送費等ヲ送リ越シ
全ク事件ノ完了ヲ告ゲ²⁵⁾

23) 同上pp.91-92

24) 同上p.90

25) 前掲書3) p.748

上記のように逃走した10人の内4人は、逃走中卑南山頂から転落したことが原因で死亡し、残りの6人は再逮捕された後、改悛の情を認められて蘭嶼に帰ることが許可された。しかし、拘留していた者たちに死者の出たことは、後々までヤミの遺族に遺恨を残すこととなったようである。ちなみに、蘭嶼への討伐隊の派遣やその後の施策に尽力した台東府長の相良長綱は、警察本署保安課長原の復命書にあった持病のためであろうか、この年の3月17日この世を去っている。享年50歳であった。

3. ベンジャミン・セオール号事件の歴史的背景

ベンジャミン・セオール号事件の実態について日本側の史料にもとづき明らかにしてきた。当初日本は懲罰行動の実施に対して比較的消極的であった。それにもかかわらず懲罰行動に踏み切ったのは米国からの強い要請があったためである。日本が米国の要請を受け入れねばならなかった背景には何があったのであろうか。

そもそも台湾近海における遭難船救助の問題は、このときに始まったことではない。清国領有時代もしばしば遭難船が台湾本島の先住民に襲われる事件がおこっていた。1867年3月、米国船ローバー号が台風のため台湾南部の海域で沈没し、ボートで台湾の東南岸にたどり着いた船長ハントとその妻および若干の乗組員が、先住民（パイワン）に殺害されるという事件が起こった。これをローバー号事件という。報を受けた廈門駐在の米国領事リゼンドル（Charles W.LeGendre）は、加害集落の海岸まで米国艦を航行し、加害集落の首長を詰責して今後こうしたことが起きないよう保証を得ようとした。しかし先住民の強い抵抗にあい、引き返さざるを得なかった。その後、リゼンドルは清に対して警告を発するが、清は「台湾の蕃地は清国の版図に隸せざるを以て兵を用いて究弁し難し」²⁶⁾と責任を回避した。そのため、6月米国政府は海軍提督ベルに命じ軍艦二隻を討伐に向かわせ、19日に上陸し討伐を開始する。しかし、このときも先住民の強固な抵抗にあい再度引き返さなければならなかった。9月に至り領事リゼンドルは再度交渉するため、加害集落に赴き首長トウキトクと会見した。これにより米国と先住民との間に、今後は海岸に漂着した外国人に対して危害を加えず保護するという遭難救助条約が結ばれたのである。伊藤潔氏は「これはあたかも、台湾に二つの政府が存在するようなものであった」²⁷⁾と述べている。

一方、1874年の日本による台湾出兵のきっかけも、もとは琉球漂流民を台湾の先住民（パ

26) 伊能嘉矩,『台湾蕃政志』, p.587, 1904 (1997 南天書局)

27) 伊藤潔,『台湾 四百年の歴史と展望』, 中公新書, p.57, 1993

イワン) が殺害したことになった。1871年10月琉球の宮古島島民69人が台風に遭い、溺死した3人を除く66人が台東の八瑠湾に漂着した。このとき54人がボヤン(牡丹)という集落に住む先住民に殺害され、12人がかろうじて生き残るという事件が起こった。これを牡丹社事件という。日本は翌年1872年福州に領事を駐在させ、陸軍少佐樺山資紀たちを台湾に派遣し現地の状況を調査させた。この頃日本はローバー号事件で手腕を発揮した元米国領事リゼンドルと頻繁に接触し、ローバー号事件の経験を踏まえた台湾外交の進め方など情報を得ていた。実際リゼンドルは1872年には外務省顧問に採用され、台湾出兵の際は台湾蕃地事務局准二等出仕に任じられ首脳陣の一人となっている。そして1873年3月、外務卿副島種臣が北京に赴いた際、清国に対し牡丹社事件の加害責任を追及しようとした。しかし、清側は「台湾の生蕃は化外の民」であり、教化がおよばないところと責任をここでも回避した。これを受け日本は1874年4月、陸軍中将西郷従道を台湾蕃地事務都督として指揮にあたらせ、5月台湾に3000人以上の兵を派兵させたのである。上陸後、先住民によるゲリラ活動に悩まされながらも牡丹社やその近郊の集落はほどなく征圧され、先住民たちは日本に恭順していった。清はここにいたって事の重大さを知り、日本の行動をくい止めようとするが、遅きに失した。一方日本側は現地で伝染病や風土病に苦しめられ多くの死者を出している状況でもあった。そのため8月大久保利通が北京に赴き清国政府との交渉にあたり、その結果、清が日本に50万両を支払うことで合意し、日本は台湾から兵を帰還させることになったのである。これにより近代日本による最初の海外派兵である台湾出兵は終結するが、この台湾出兵は日本が台湾に触手を伸ばし、自らのものとしていくまでの試金石となったのである。

ローバー号事件と牡丹社事件に共通しているのは、清が加害先住民たちを「化外の民」として自分たちの責任を回避したこと、そしてそれを理由に各国の討伐行動が推し進められたということである。ベンジャミン・セオール号事件に関して言えば、今度は日本がその責任を回避せず、対処するのかどうか米国から問われたのだと言える。その際、日本側としてはこれまでの歴史的経緯からしても、漂流民に対する加害事件と軽く見て対応することはできなかったであろう。また当時の日本と米国との力関係からしても要請を無碍に断ることはできなかったのである。

ちなみに当時日本にとって国の行く末を左右する事がひかえていた。1904年2月4日に開戦する日露戦争である。討伐隊派遣一週間前の1904年1月20日、台東府長相良は警察本署長大島宛に次のように打電している。

コウトウセウヘ シユツテウチウ マンノジヘン オコラバ スグ キセンノカイ

コウ デキウルヤ ケイカクゼウ ヒツヨウアリ 一ヲウオウカガイス
(紅頭嶼へ出張中万一ノ事変起ラハ直ク汽船ノ回航出来得ルヤ計画上必要アリ一応御
伺イス)²⁸⁾

この訳文末尾には「(万ートハ日露関係ヲ意味セルモノナランカ)」と朱書されている。日本による蘭嶼への討伐隊派遣は1904年1月28日であり、日露戦争が勃発する直前の緊張した状況のなかで実施されていたのである。

4. 結

日本統治時代の総督府公文書をはじめとする日本側の史料を用いてベンジャミン・セオール号事件の実態を明らかにしてきた。ヤミの人々に対し日本が懲罰行動に踏み切らなければならなかった背景には、米国による要請とその歴史的経緯が大きく関係していたと考えられる。そしてこの事件以後、漂流者に対して二度とこのようなことが起きないよう、日本は蘭嶼ヤミの人々に対する管理統制を強化していかなければならなかった。その一環として行われたのが新たな警察派出所の設置や、学校教育の提言である。それは蘭嶼ヤミの共同社会が近代国家のシステムの中に取り込まれていく端緒であったとも言える。

近年、台湾ではヤミの人が体験してきた歴史を口承や当時の資料をもとに記述する試みがあらわれている。その一つ余光弘・董森永の『台灣原住民史 雅美族史篇』(1998)²⁹⁾には、口承によるというベンジャミン・セオール号事件にかんする記述があるが、そこには日本側の記述と食い違う箇所も少なからず見受けられる。今後これらを比較しつつ、事件に対する認識のズレについても検討していく必要があろう。

参考文献（注に記載した文献は除く）

毛利敏彦、『台湾出兵 大日本帝国の開幕劇』、中公新書、1996

史明、『台湾人四百年史』、新泉社、1994

台湾経世新報社、『台湾大年表』、1938 (1994 南天書局)

28) 前掲書 1) pp.97-99

29) 余光弘・董森永、『台灣原住民史 雅美族史篇』、臺灣文献獻委員會、1998